

コミュニティバス回数乗車券の発行に係る取扱い等について

1 基本的な考え方

- (1) コミュニティバス回数乗車券（以下「回数券」という。）の販売収入は、運賃収入となることから、事業者を回数券の販売主体とする。
→ 事業者は、回数券を作製し、販売する。
- (2) 回数券の販売収入は、事業者が収受し、事業費から差し引くものとする。

2 回数券の取扱い

- (1) 販売開始日
令和 2 年 4 月 1 日（水）
※ 令和元年度第 2 回瀬戸市地域公共交通会議にて承認済み
- (2) 種類及び料金
1 冊（100 円券 11 枚綴り）につき 1,000 円（税込）とする。
※ 令和元年度第 2 回瀬戸市地域公共交通会議にて承認済み
- (3) 販売の場所及び時間
 - ア コミュニティバス車内
各路線の運行時間内
 - イ 事業者本社
9 時から 17 時まで
ただし、日祝日、経理担当者不在時を除く。
 - ウ 瀬戸市都市計画課窓口
8 時 30 分から 17 時 15 分まで
ただし、土日祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
 - エ その他（コミュニティバス利用者が多い停留所等：今後展開予定）
- (4) 有効期限
有効期限は、定めないものとする。
【理由】
 - ア 有効期限を定めないことは、コミバス利用者にとって有益となるため。
 - イ 仮に有効期限を定める場合、特にコミバス車内で販売を行うときは、代金の収受を行うほか、回数券に販売日を明記することになり、定時運行の支障となる可能性があるため。
- (5) 払戻し
払戻しは、応じないこととする。
【理由】
 - ア 有効期限の定めがないことを考慮したもの。
 - イ 回数券の使用者は、購入者に限定されないため。
 - ウ 回数券は、利用を促進するための方策であるため。

※ 販売場所には、払戻しを行わない旨を掲示するほか、販売時にその旨を伝えることとします。

(6) 有効路線

市内すべてのコミバス路線にて有効とする。

瀬戸市コミュニティバス

1,000円

回数券

000000

瀬戸市コミュニティバス
回数券



100円



THE CITY OF SEASIDE
8910, JAPAN
いしもし
せともし

瀬戸市コミュニティバス
回数券



100円



THE CITY OF SEASIDE
8910, JAPAN
いしもし
せともし

瀬戸市コミュニティバス
回数券



100円



THE CITY OF SEASIDE
8910, JAPAN
いしもし
せともし

瀬戸市コミュニティバス
回数券



100円



THE CITY OF SEASIDE
8910, JAPAN
いしもし
せともし

瀬戸市コミュニティバス
回数券



100円



THE CITY OF SEASIDE
8910, JAPAN
いしもし
せともし

瀬戸市コミュニティバス
回数券



100円



THE CITY OF SEASIDE
8910, JAPAN
いしもし
せともし

瀬戸市コミュニティバス
回数券



100円



THE CITY OF SEASIDE
8910, JAPAN
いしもし
せともし

瀬戸市コミュニティバス
回数券



100円



THE CITY OF SEASIDE
8910, JAPAN
いしもし
せともし

瀬戸市コミュニティバス
回数券



100円



THE CITY OF SEASIDE
8910, JAPAN
いしもし
せともし

瀬戸市コミュニティバス
回数券



100円



THE CITY OF SEASIDE
8910, JAPAN
いしもし
せともし

瀬戸市コミュニティバス
回数券



100円



THE CITY OF SEASIDE
8910, JAPAN
いしもし
せともし

